

松田町・寄村合併70周年記念事業準備委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昭和30年4月1日に当時の松田町と寄村が合併し、現在の松田町となり、令和7年4月1日をもって節目となる70周年を迎えることから、町民や町関係者等が相互に連携、協力して積極的かつ主体的に「松田町」を盛り上げ、笑顔あふれる幸せのまちづくりを推進するために、必要となる事項について定めるものとする。

(準備委員会の設置)

第2条 松田町・寄村合併70周年記念事業（以下「記念事業」という。）の積極的かつ円滑な推進を図るために、松田町・寄村合併70周年記念事業準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 記念事業の計画及び実施に関すること。
- (2) その他、記念事業等に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、松田町・寄村合併70周年記念事業準備委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員は、別表のとおり選出する。
- 3 委員の任期は、委員会解散の日までとする。
- 4 委員会の事務局は、政策推進課に置く。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、町長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、必要に応じて委員会を招集することができる。

6 委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

(代理出席)

第6条 委員がやむを得ない事由により委員会に出席できないときは、当該委員を代理する者が委員会に出席することができる。このとき、当該委員は、あらかじめその旨を委員長に申し出るとともに委任状を提出しなければならない。

2 前項の規定により委員を代理することができる者は、当該委員の属する団体等に属する者で、当該委員があらかじめ指名したものとする。

(報償費)

第7条 報償費は、委員又は前条第1項の規定により委員を代理する者若しくは第5条第6項に規定する関係者が会議に出席した場合(町職員を除く。次条においても同じ。)に、日額4,400円を支払うことができるものとする。

(費用弁償)

第8条 委員等が委員会に出席したとき又は記念事業を推進するため旅行等をしたときは、実費を支給する。

(解散に関すること)

第9条 委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(その他に関すること)

第10条 この要綱に定めるもののほか、記念事業の取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和6年5月1日から施行する。

別表

町長	1 人
町職員の代表者	1 0 人以内
町内で活動する各種団体等の代表者	1 0 人以内
公募による者	3 人以内
その他、町長が必要と認める者	1 0 人以内